

寄附金控除のご案内

日本グッド・トイ委員会は、国税庁より認定NPO法人としての認定を受けており、皆様からのご寄附は税控除の対象となります。主な控除として、下記の3種類が挙げられます。

1. 個人の方 ⇒ 所得税の控除
2. 法人の方 ⇒ 損金算入
3. 相続財産 ⇒ 遺贈・相続財産の相続税非課税

<認定NPOについて>

「広く一般の支持を受けている」、「組織の活動や経理が適正に行われている」、「多くの情報が公開されている」といった点から、より公益性が高いと国税庁長官が認めるものです。

約40,000あるNPO法人のなかで、約200法人が認定NPOを取得しています。(2011年3月時点)

1. 個人の場合

個人が認定NPOに寄付した場合は「特定寄附金」とみなされ、税制優遇の対象となります。

<控除額> - =

●控除の上限は、年間所得金額の40%です。

●確定申告時に領収証を添付し、明細に記入すると、寄附金の一部が還付されます。

※東京都や埼玉県、千葉県をはじめ、とする個人住民税についても住民税控除措置を実施しています。詳しくは、お住まいの自治体にお問合わせください。

2. 法人の場合

法人税において、一般の損金算入限度額とは別枠で損金算入できます。この損金部分に関しては、法人税が課税されません。また、金銭以外の物品寄附(商品等)についても税控除の対象になります。詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。

$$\boxed{\text{損金算入額}} = \boxed{\text{一般の寄附金に係る損金算入限度額}} + \boxed{\text{認定NPO等に対する寄附金}}$$

(参考)損金算入限度額=(資本金×0.25%+所得金額×5%)×0.5

<手続き方法>

寄附金領収日を含む事業年度の税務申告書提出の際に、申告書に必要事項を記入し、当会の発行する「所定の領収書」(物品の場合は「受領書」)を添付、または提示下さい。

3. 相続財産の寄付の場合について

遺贈または相続による財産は、寄附額分の相続税が課税されません。相続財産をご寄附くださる場合には、事前にご相談ください。

$$\boxed{\text{課税対象}} = \boxed{\text{相続や遺贈による財産}} - \boxed{\text{認定NPO法人への寄附金}}$$

※ 相続税の申告期限までにご寄附いただいた場合に限る。

※. 金銭以外の物品寄附(土地、建物等)についても税控除の対象になります